

Title	江心洲地籍図をどう読むか : 業権・佃権および開発史
Author(s)	片山, 剛
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2007, 2, p. 157-169
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/26998
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

江心洲地籍図をどう読むか：業権・佃権および開発史

片山 剛

1. 問題の設定

1947～48年ごろに作製された南京市江心洲を対象とした五種類の地籍図¹をどのように読み解くか、これが本稿の課題である。ここでは五種類のうち、主に公佈図を対象に検討する。説明の便宜のため、本ニューズレターの「2006年南京市江心洲調査報告」の採訪²で紹介されている、第37保の張先甲という人物に関係する土地のうち、第37保の地番69と27を具体例としてとりあげよう。37保公佈図に記載されている各筆の土地に関するデータとして、土地の形状と地番以外に、次の①～④の項目がある。

地番 69 ①地目：旱地／②人名：張先甲／③人名：〔記載なし〕／④面積：35.658

地番 27 ①地目：旱地／②人名：馬士豪／③人名：(佃 張先甲)／④面積：13.020

このうち、地目と面積については、特に問題とすべき点はない²。問題となるのは、項目の②と③をどう解釈するかである。なお、五種類の地籍図のいずれにも、②・③の項目に関する凡例は、まったく示されていない。

2006年12月2日の国際ワークショップの時点では、以下の単純な二分法を想定していた。すなわち地番69の場合、②に張先甲の名があることから、張が一般的にいう土地所有者である。そして③には記入がないから、これは、張が土地を出租せず、自ら経営耕作している状況を示している。つまり張先甲は、地番69においてはいわゆる自耕農である。また地番27の場合は、②の所有者馬士豪が③の張先甲に出租し、③の張が経営耕作している状況を示している。すなわち張先甲は、地番27においてはいわゆる佃農であり、地番27の土地に関する権利(地権)をなんら有していない、と。

この二分法ならば、地籍図を読みとるのにあまり悩むことなく、単純明快に進めることができる。とりわけ37保・38保の公佈図のように、項目③の記載が多い地籍図を利用すれば、耕地のみならず宅地なども含め、各筆の土地の所有者と借地者を網羅的に把握できるから、これを通じて、江心洲の宅地に居住しているか否かで不在地主と在地主を分別したり、所有者と経営耕作者が一致しているか否かを弁別したり、あるいは一人の農民における宅地と耕作地の配置を分析したりすることが可能となり、農村社会の具体像を明らかにできると考えた。

とはいえ、この単純な二分法を想定した際にも、次のような疑問を抱いていた。たとえば、本ニューズレター所収の「2006年南京市江心洲調査報告」に掲載されている「張先甲の所有地・借地」の一覧表をみると、張先甲は合計131畝を経営耕作していることになる。

¹ 五種類の地籍図については、本ニューズレターの「台湾収集の地形図および地籍図について」参照。

² 面積をプランメーターで計測したか、それとも三角形に細かく分けて計算したか、という地籍整理を行う側の技術面の問題、一筆の土地が「旱地」に分類されている場合、はたしてその全部が旱地であったのか、それともその一部には耕作不能の土地があったのか、等の問題がある。

しかし、それだけの面積を自作するのは実際に可能であろうか、という疑問である。37 保公佈図をみると、張先甲以外にも、潘木山なる人物が7筆の早地、計132畝の土地において③の項目に登場し、張樹林という人物も1筆ではあるが90畝の土地において③の項目に登場している。江心洲の場合、地目としては早地に類別されていても、そのなかの全部が耕作可能とは限らず、低地のため耕作不能の部分があったと思われるから、実際に耕作する面積を割り引いて考えることができる。とはいえ、この点を考慮してもなお上の疑問は残ろう³。

2. 档案資料との邂逅

ところで、ワークショップ終了後の12月中下旬、南京の中国第二歴史档案館と南京市档案館で資料を探索・収集する機会を得た。その結果、上記の単純な二分法を完全に撤回すべきことが判明した。そこで、南京で収集した档案資料のうち、重要なものを一件紹介し、検討を加えていこう。

1948年9月中旬(15日～18日のいずれかの日)、南京市政府は、江心洲を対象とする扶植自耕農計画を今後も推進していくために、1948年9月～12月および1949年度～1951年度の予算要求案を、中央の地政部に提出した。この要求案は地政部に保管され、現在は、南京の第二歴史档案館に所蔵されている。档案名「南京市江心洲扶植自耕農実験区業務実施計画」(全宗:36、案卷:471。1948年9月18日に地政部が受領。以下、本档案を江心洲档案と、上記計画を本計画と略称する)⁴がそれである。これを読むと、当時の江心洲に一田両主制が存在していたことが判明する。以下、この点を具体的に紹介しよう。

江心洲の場合、土地に関する主な物権として、(ア)業権、(イ)佃権、(ウ)所有権の三種類がある。業権は、いわゆる田底権に該当し、耕作権を含まない。耕作権は佃権として分離しており、業権をもつだけでは、経営耕作できない。業権を保有する者(江心洲档案は「業権人」と呼称している)は、佃権を保有する者(同じく「佃権人」と呼称している)から、毎年毎畝小麦とトウモロコシ各々約一斗の租(地代)を受け取るだけである。そして南京市政府は、業権の毎畝の価値を小麦二石と推算している⁵。

佃権(永佃権とも呼ばれる)は、いわゆる田面権に該当する耕作権である。佃権人は業権人の同意を得ずに、任意に佃権を移転したり、耕作者を決めたりすることができる(自身が耕作するも可、他の者に出租するも可)。南京市政府は、佃権の毎畝の価値を小麦五石と、業権よりも高く推算している。これは業権の租(地代)よりも、佃権の租の方が高額であることを示唆する。

³ 自耕農化政策を採用した当時の南京市政府は、自耕農の耕作面積の一戸当りの上限を70畝とした。この70畝が、一戸の農家が耕作可能な上限に近いと思われる。

⁴ 本档案は、大阪大学大学院学生山本一氏が請求・閲覧したものである。内容的にこれとほぼ同じ档案「(偽)南京市江心洲扶助自耕農実験区業務実施計画」(全宗:36、案卷:2015。片山が請求・閲覧)もある。ただし前者には、地政部内の文書である「簽呈」が含まれているが、後者には含まれていない。

⁵ この南京市政府の推算は、自耕農化計画の一環として、地主(所有権・業権・佃権を有するが経営耕作していない者)から土地を徴収していく段階で、その所有権・業権・佃権に対する補償額を推計するために算出されたものである。

さらに、業権と佃権が分離しておらず、同一人が両有している場合もある。南京市政府はこれを「所有権」と呼んでいる。つまり、一筆の土地に関する完全な権利である。南京市政府は、所有権の価値＝業権の価値＋佃権の価値、として小麦七石と推算している。

さて、一筆の土地に業権と佃権が存在する場合、その土地に関与する者として、論理的には、次の四タイプがある。そして、江心洲档案によれば、実際にこの四タイプが存在していた。表1は、南京市政府が1946年12月から開始した本計画関連の各種調査にもとづいてまとめた地権の分布状況である（表1の作成時期は後述する）。なお「無権利の経営耕作者」とは、所有権も佃権ももたない者を指す筆者の用語である。この表も参考にして、当時の江心洲における地権保有と経営耕作を分類・整理しよう。

表1 1947～48年の各種地権の分布状況

権利名称	自為使用之土地		出佃使用之土地		合計	
	畝数	権利人数	畝数	権利人数	畝数	権利人数
所有権	11,248.38	369	2,990.00	94	*14,238.45 畝	463 人
業権	無	無	17,402.60	78	17,402.60 畝	78 人
佃権	14,966.20	446	2,436.30	待査	*17,402.60 畝	待査

出所：江心洲档案。注：*は誤記を示す。なお、総面積は約31,640畝となる。

- A 「a所有権人」のみが関与し、aが自ら経営耕作する場合。Aタイプの所有権人の数は369人で、その面積は11,248畝（総面積の36%）である。
- B 「a所有権人——d無権利の経営耕作者」の二者が関与し、dが経営耕作する場合。Bタイプの所有権人の数は94人で、その面積は2,990畝（総面積の9%）である。なお、AタイプとBタイプを合計した所有権人の数は計463人で、面積は14,238畝となる。
- C 「b業権人——c佃権人」の二者が関与し、cが自ら経営耕作する場合。Cタイプの佃権人の数は446人で、その面積は14,966畝（総面積の47%）である。
- D 「b業権人——c佃権人——d無権利の経営耕作者」の三者が関与し、dが経営耕作する場合。Dタイプの佃権人の数は「待査」で不明である。その面積は2,436畝（総面積の8%）である。したがって、無権利の者が経営耕作する面積の総面積に対する割合は、BタイプとDタイプの和であるから約17%となる。

この四分類を前提にすると、前の張先甲の場合、地番69において、張先甲が自ら経営耕作するAタイプとは限らず、出租するBタイプの可能性もある。また地番27においても、自ら経営耕作するCタイプとは限らず、出租するDタイプの可能性もある。ただし、本ニューズレターの「2006年南京市江心洲調査報告」採訪②における趙玉龍氏の話では、張先甲は雇農を使って経営していたという。これに誤りがなければ、地番69はAタイプ、地番27はCタイプということになる。

また、1951年の土地改革に関する档案にもDタイプの存在を裏付けるものがある。土地改革の際、江心洲は、行政区画上、東宏郷・旗桿郷・永定郷の三個の小郷に分かれていた。東宏郷は江心洲の上流部に、旗桿郷は中流部に、永定郷は下流部（少なくとも37保・38保は永定郷に属すと考えられる）に位置する。このうち、永定郷については、南京市档案馆に土地改革関係の統計档案⁷がある。それによると、永定郷の全戸数は495戸、総人口は2,272人である。このうち「地主」に分類された者が44戸、355人いる（工商業地主2戸は含まない）。そして、統計表の欄外注記に、44戸のうち17戸は「二地主」とある。「二地主」とは、永佃権を有するが、自らは耕作せずに出租して租（地代）を徴収している者であり、前の四分類のDタイプに該当する。

3. 所有権・業権・佃権と地籍整理事業

それでは、このような一田両主制の存在は、公佈図に反映されているであろうか。残念ながら、この点に直接言及した文字資料は、現在のところ未発見である。そこで、本計画における表1作成に至る過程をあとづけることを通じて、上記の問いに答えることにしたい。

本計画の実施順序と進行状況は、江心洲档案の「六. 辦理程序」と「七. 工作進度」の章に掲載されている。この計画の全過程のうち、関係する各段階の項目とその細目、各段階の事業開始日と完了日等を整理すると、次のようになる。

- 第1段階：概況調査（農戸状況、土地使用状況、地権分配状況、業佃関係、統計分析、調査報告）。1946年12月16日開始、同12月24日完成。9日間の調査である。
- 第2段階：初步設計（決定業務方針、草擬計劃大綱）。1947年1月4日開始、同2月28日完成。討議・決定に約2ヶ月を費やす。
- 第3段階：土地測量（三角測量、導線測量、坵地清丈、計算面積及起数、繪製地籍公佈図、土地分類統計、複丈）。1947年3月1日開始、1948年3月15日完成。約1年間の事業である。ただし1948年9月時点の報告に、「已完成。惟少数尚需複丈」とあり、最後の複丈は未完である。
- 第4段階：地権清理（甲：所有権登記、乙：永佃権登記、丙：使用権登記、丁：統計各項土地權利人人数）。甲の所有権登記は、1947年11月11日開始、1948年4月10日完成。乙と丙は、1948年6月16日開始、同9月15日完成。なお、「七. 工作進度」の備考欄に「乙・丙の両項は、土地使用人登記を行う際に、同時に初步的な登記工作を実施し、すでに8月31日に完成した。現在は複査を待つ状態である」とある。

⁶ 注7所掲の档案によれば、東宏郷は7村から構成されていた。村名が判明するのは、東宏村、東風上村、風林下村（鳳麟下村を指すか）である。

⁷ 南京市档案馆蔵、中共南京市委農村工作部1950—1966年、全宗4030—庫房305—0020「中共南京市委城郊工作委員會關於南京市郊区土改前後情況調查統計1949年12月～1952年11月」

(以下、省略)

第1段階の「概況調査」に「地権分配状況」「業佃関係」の細目が見える。ただし「業佃」が、業権と佃権を指すのか、いわゆる業主と佃戸を指すのかは必ずしも明確ではない。

第2段階の「初歩設計」に「決定業務方針」の細目がある。江心洲档案の「四. 業務方針」の章に引用されている「本区扶植自耕農業務方針」が、その決定された業務方針と推測される。そこに次のようにある。

本区の土地所有権人及び永佃権人は土地を他人に出租している。その租額は苛重で、土地法の規定をはなはだしく超えている。かつ租佃関係は複雑で、弊端を生じやすい。本区では租佃制度は、地主及び中間人が農民を搾取する工具となっているだけでなく、農業の進歩を阻害するものとなっている。すべての土地を徴収したうえで、それを農民に購入させて、租佃制度を徹底的に廃止し、耕者有其田を実行すべきである。

永佃権人の出租とは、前述の D タイプを指す。また中間人の搾取というのは、永佃権人の出租を言い換えた表現であろう⁸。つまり、第2段階において、永佃権＝佃権の問題が明確に認識されていることがわかる。そして、かかる認識を前提にして、次の第3段階である地籍公佈図の作製を含む土地測量が実施されたと推測される。第3段階の土地測量について判明することを、以下見ていこう。江心洲档案の「三. 辦理区域概況」の章に、次のようにある。

(前略) また〔民国〕36年(1947)の土地測量の実測結果によれば、実験区全体の土地総面積は31,641畝であり、〔民国35年(1946)冬の農家戸別調査により判明した農家戸数953戸、人口数5,776人で割れば〕一農家当りの平均面積は33.2畝、農民一人当りの平均面積は5.48畝となる。すべての土地のうち、所有権を使用人が有しているのは僅かに三分の一ほどであり、その他の土地はすべて佃耕地である。(後略)

この文に続いて三つの表が続いている。最初が下の表2、二番目が本稿の付録1に掲載する表3(原名「本区土地分類統計表」)で、三番目が前掲の表1である。

上の引用文によると、農家の戸数・人口数は、第1段階の1946年12月の農家戸別調査の時点で判明していた。だがその時点では、土地の総面積は判明していなかった。総面積31,641畝が判明するのは、47年の土地測量を待たなくてはならなかった。

さて、引用文中の「使用人」とは実際の経営耕作者の意味である。そして、「所有権を使用人が有しているのは僅かに三分の一ほど」とは、Aタイプの占める面積が総面積の約三分の一ということである⁹。この数値は、表1から算出される、Aタイプの面積が総面積に占

⁸ 地主の搾取も、土地所有権人の出租を言い換えた表現であろう。

⁹ 後述の登記に関する議論との関係で、ここでの「所有権」の用法が表1における所有権(業権+佃権)

める比率 36%とほぼ符合している。したがって、表 1 の「所有権」欄の「自為使用之土地」に関するおおまかな数値は、1947～48年の土地測量の段階で算出されていたことがわかる。

表 2 1946～47 年の農家・人口・土地の統計

保	農戸数	人口数	土地畝数	毎戸平均畝数	每人平均畝数
34	199 戸	1,165 人	5,195.55 畝	26.110 畝	4.460 畝
35	219 戸	1,223 人	6,848.88 畝	31.270 畝	5.600 畝
36	157 戸	1,149 人	5,391.41 畝	34.330 畝	4.690 畝
37	223 戸	1,346 人	7,624.99 畝	34.190 畝	5.660 畝
38	155 戸	893 人	6,579.84 畝	42.450 畝	7.370 畝
合計	953 戸	5,776 人	31,640.7 畝	33.200 畝	5.480 畝

出所：江心洲档案

また、「所有権を使用者が有している」という表現は、所有権の有無という観点と、実際の経営耕作者はだれかという観点との二つから成る。したがって、土地測量に際して、所有権を使用者がもたない場合（B タイプ）も当然想定されていたであろう。また、「その他の土地はすべて佃耕地」とは、A タイプ以外のタイプ（B・C・D の 3 タイプの総和）を指す。その場合、B タイプだけでなく、所有権（業権＋佃権）としては実際には存在せず、業権と佃権に分離している場合（C・D の 2 タイプ）も想定されていたであろう。この点は、次の第 4 段階「地権清理」の事業内容が各種地権の登記であり、それに先立つ土地測量の段階で、各種地権の保有状況が、暫定的にはあるが、把握されることになっている点からも推測できよう。つぎに、第 4 段階の「地権清理」について検討しよう。

まず、「地権清理」には「業権登記」の細目がみえないことに注意したい。甲の「所有権登記」は、期間 5 ヶ月で、毎月平均 6,328 畝が登記された。したがって、「所有権」が登記された面積は、 $6,328 \times 5 = 31,640$ 畝となる。これは江心洲の総面積と等しく、同時に、表 1 の所有権人が保有する面積 14,238 畝と業権人が保有する面積 17,402 畝の和に等しい。したがって、「所有権登記」を行う主体は、表 1 の所有権人と業権人である。これは、登記における「所有権」の用法が、表 1 の所有権のそれ（業権＋佃権）と異なることを意味する。

そこで、登記における「所有権」の用法は業権（所有権のなかの業権を含む）の意味か、それとも、所有権（業権＋佃権）もしくは業権の意味かが問題になる。具体的には、表 1 の所有権人は、「所有権登記」の場面で、業権のみを登記し、佃権は登記しないのかという問題である。

これを、つぎの「永佃権登記」（および使用权登記¹⁰）から考えよう。「永佃権登記」は、

を指していること（業権のみの場合を除外していること）を確認しておきたい。なぜなら、業権のみの場合には、その保有者が経営耕作することは不可であり、「所有権を使用者が有している」ことがありえないからである。

¹⁰ 登記されるべき地権の一種として使用权が登場するが、表 1 には登場せず、江心洲档案の他の箇所でも言及がないので、詳細は不明である。

期間 3 ヶ月で、毎月平均 318 戸が登記し、江心洲档案が作成される直前の 8 月 31 日に完了した。登記したのは計 953 戸とされており、この戸数は江心洲五保の全農家数に等しい（表 2 参照）。つまり江心洲在住の全農家を対象に行われたわけである。その場合、A タイプ（表 1 の所有権人のうち自作するタイプ）の農家は、当然、江心洲在住であるから「永佃権登記」の対象に含まれよう。つまり、「永佃権登記」の対象には、表 1 の所有権人が含まれていることになる。その場合、所有権人が登記するのは佃権である。以上から、「所有権登記」は業権（所有権のなかの業権を含む）を登記することを指し、「永佃権登記」は佃権（所有権のなかの佃権を含む）を登記することを指すと推測できる。

そして、各種地権の権利人の人数やその面積の登記が基本的に完了し、第 4 段階の最終業務「丁：統計各項土地権利人人数」において、表 1 が作成されたのであろう。ただし表 1 は、地権の分類として、登記の場面における「所有権」「永佃権」の概念を採用せず、所有権（業権＋佃権）、業権、佃権の三種類を採用している。また「七．工作進度」の備考欄における、永佃権（および使用権）について必要な「複査」の内容は、表 1 で「待査」となっている D タイプの佃権人の数を指そう。

なお「七．工作進度」の備考欄に、地権（「他項権利」）の一種である「使用権」の登記と、字面は似ているが「権」の字がつかない「使用人登記」が登場している。ただし「地権清理」の正規の細目に、「使用人登記」は計上されていない。備考欄の文意は「使用人登記を行う際に、同時に永佃権登記と使用権登記の初歩的な工作も実施した」であるから、使用人登記と使用権登記とは明白に異なる概念であることがわかる。これは、登記される地権は「所有権」、「永佃権」、使用権の三種であるが、それだけでは、各筆の実際の経営耕作者（無権利の者を含めて）がどれかは把握できない。本計画の最終目的である「耕者有其田」を実施するには、実際に経営耕作している者の人数とその面積を把握する必要がある。そこで、実際の経営耕作者を把握するために「使用人登記」を実施したと推測される。表 1 の「自為使用之土地」「出佃使用之土地」の欄は、この登記結果を反映して算出されたと考えられる。

4. 結論：公佈図をどう読むか

以上の考察結果をふまえると、公佈図の読み方として、以下の仮説を提示できよう。

すなわち、②の項目にのみ人名が記載され、③の項目には人名が記載されていない（37 保の地番 69）場合、地番 69 の佃権を持つ者は存在するはずであるが、それが記載されないのは、②に記載されている張先甲が佃権も保有しているので、あえて③には記載しないのであろう。他方、②に記載される人名とは別個の人名が③に記載される（37 保の地番 27）場合は、②の馬士豪は業権人であり、佃権人は別に存在するので、そこで③「(佃 人名)」欄を用意して、そこに佃権人である張先甲を記載する。つまり、公佈図の項目「②人名／③ (佃 人名)」のうち、②は所有権（＝業権＋佃権）の保有者、もしくは業権の保有者を記載する欄と解される。そして、②の人名とは別個の者が佃権をもつ場合には、③の項目を設けて記載する。したがって、③の「佃」という語は「佃権」を意識した語である、と。

以上の仮説によれば、実際に経営耕作している者のうち、所有権も佃権も保有していない者（無権利の経営耕作者）は、③の欄にも記載されず、公佈図にはまったく登場しないことになる。したがって、この点に注意して公佈図等の地籍図を分析し、また実地調査における採訪を進めるべきであろう。

付録 1 江心洲档案の統計と地籍図のデータ

江心洲档案には、全部で 3 種類の統計が掲載されている。本稿の表 1、表 2、そして下に掲げる表 3 がそれである。この 3 種の統計は、前述したように、1948 年 8 月 31 日における各種地権に関する登記の基本的完了を受けて、同年 9 月 15 日に完成されたものである。したがって、その時点における地籍関係の統計としては最も信頼度の高いものといえよう。他方、地籍図は登記以前の段階に作製されたものである。公佈図もその公開掲示において、各種地権保有者から訂正の申請がだされ、修正される可能性が存在する。今後における地籍図を利用した研究を考えるなら、各地籍図について、どの部分は信頼でき、どの部分は信頼できないかを知っておくことが肝要である。そこで、江心洲档案の地籍関係の統計と地籍図のデータとを対比し、地籍図の信頼度を測ってみよう。ただし、地籍図データの地目分類が地図一枚ごとに異なることもあり、その整理・統一がまだ十分に進んでいないので、ここでは若干の初歩的考察を行うことにし、詳細な考察は後日を期したい。なお表 4 は、エクセルに打ち込み済みの各保の地籍図データから、必要に応じて取り出したものである。使用した地籍図は、本ニューズレター所収の「台湾収集の地形図および地籍図について」のなかで紹介した、「34 保玻璃図」、「35 保玻璃図」、「江心洲 36 保図」（以下、36 保《紙》と略称）、「第十二区江心洲 37 保地籍公佈図」（以下、37 保公佈図と略称）、「南京市第十二区江心洲第三十八保地籍公佈図」（以下、38 保公佈図と略称）である。

(1) 総面積

まず江心洲の総面積について調べよう。上記五種の地籍図の各筆データを合計した総面積は 27,588 畝である。ただし地籍図は、「道路・堤防」と「溝渠」をほとんど対象にとりあげていないから、この 27,588 畝には「道路・堤防」「溝渠」の面積が含まれていないとみなしてよい。他方、表 3 では、江心洲の総面積（道路・堤防 329 畝、溝渠 670 畝を含む）は 31,641 畝である。そこで 31,641 畝から、329 畝+670 畝=999 畝を引いた残り、30,642 畝を修正総面積と呼ぶことにする。

そこで、修正総面積と地籍図の総面積とを比べると、地籍図の方が 3,054 畝少ないことがわかる。しかも保ごとにみると、37 保公佈図の総面積は修正総面積のほぼ 100%であり、捕捉率がきわめて高い。そして、36 保《紙》の捕捉率は 94%、38 保のそれは 91%、35 保玻璃図のそれは 89%であるのに対して、34 保玻璃図のそれは 73%とかなり低いことがわかる。34 保玻璃図の場合、捕捉していない土地は、 $5,150 - 3,737 = 1,413$ 畝に上っている。

以上の総面積についての比較から、34 保玻璃図は、土地の捕捉率そのものが低い地籍図といえよう。そして 37 保公佈図は 100%に近い捕捉率であるといえよう。また 37 保公佈図は、農地（旱地）や池塘の捕捉率も高いことがわかる。したがって、37 保公佈図はかなり信頼度の高い地籍図といえる。そこで以下では、37 保公佈図が高い信頼度をもつことを前提に、検討を進めることにしよう。

表 3 江心洲地目分類統計

保別	筆数	地目別						合計	毎筆平均畝数
		農地	宅地	池塘	道路及 圩堤	溝渠	其他		
34	993	4,928.500	131.680	79.440	40.190	5.330	10.360	5,195.500	5.232
35	1,294	6,474.070	95.480	82.050	71.590	124.540	1.150	6,848.880	5.293
36	1,134	4,839.130	199.800	115.240	52.310	184.800	0.230	5,391.510	4.754
37	1,134	6,884.260	168.180	149.710	102.590	226.210	94.040	7,624.990	6.724
38	651	6,163.980	106.980	95.910	62.150	128.950	21.870	6,579.840	10.107
総計	5,206	29,289.940	702.120	522.350	328.830	669.830	127.630	31,640.700	

出所：江心洲档案。注：原数値で、「総計」欄の集計に誤りがあるものについては修正をほどこしてある。

表 4 地籍図データの集計数値(単位を示していないものはすべて畝である)

保別	農地	宅地	池塘	...	A 合計	B 修正 総面積	A/B	佃権面積
34 玻	3,087.009	144.523	51.216		3,737.092	5,149.980	73%	20.418
35 玻	5,581.296	100.742	40.829		5,937.070	6,652.750	89%	392.060
36《紙》	4,580.536	114.610	91.180		4,848.243	5,154.400	94%	96.600
37 公	6,839.029	142.674	147.401		7,270.447	7,296.190	100%	6,499.994
38 公	5,538.097	72.645	12.804		5,794.785	6,388.740	91%	3,408.060
総計	25,625.967	575.194	343.430		27,587.637	30,642.060		10,417.132

出所：筆者作成

「34 玻」、「35 玻」、「36《紙》」、「37 公」、「38 公」は、それぞれ「34 保玻璃図」

「35 保玻璃図」「36 保《紙》」「37 保公佈図」「38 保公佈図」を指す。

なお、空欄の部分は、統計数値を細かく算出しなかった箇所である。

(2) 37 保における佃権の普遍性

五保を通じた C・D タイプの総面積は、表 1 の佃権の合計欄に示されており、17,403 畝

である。一方、地籍図においてC・Dタイプ(「(佃 人名)」の欄がある土地)のそれは10,417畝であり¹¹、表1の統計より6,986畝少ない。保ごとにみていくと、37保公佈図におけるC・Dタイプの面積は6,500畝で、37保の修正総面積7,296畝の89%を占めている。残りの11%はAタイプないしBタイプとなる。江心洲全体においてC・Dタイプが占める比率は、 $17,402 \div 31,640 = 55\%$ 、A・Bタイプが占める比率は45%である。つまり37保は、C・Dタイプの比率が相対的にかなり高く、A・Bタイプの比率が相対的にかなり低い保といえよう。すなわち37保は、所有権からの佃権の分離が普遍的であることを意味する。そして、後掲の付録2-(3)で紹介する史料は、佃権が所有権から分離してくる歴史に言及するが、その舞台は江心洲のなかでも主に37保および38保である。したがって、37保において佃権が普遍的に存在することは、史料の裏付けを伴うものといつてよいであろう。

(3) 34・35・36保の地籍図と佃権の状況

さて、38保公佈図のC・Dタイプは3,408畝で、38保の修正面積6,389畝の53%を占める。この比率は、37保公佈図に比べると低いように思われる。ところで、同様に計算すると、34保玻璃図のC・Dタイプはわずかに20畝でほぼ0%、35保玻璃図のそれは392畝で6%、36保《紙》のそれは97畝で2%である。ここで、34・35・36保の地籍図(いずれも公佈図ではない)が示す佃権の比率はあまりに低いように思われる。以下、この点を検証するために、38保の佃権普及率をかりに100%とする。つまり、38保の修正総面積6,389畝はすべてC・Dタイプとみなすことにしよう。

江心洲全体のC・Dタイプの総計17,403畝から、37保の6,500畝および38保の仮の6,389畝を引くと、残りは4,514畝となる。つまり、少なくとも4,514畝以上のC・Dタイプが34・35・36の三保に存在するはずである。そして、三保の修正総面積の合計は16,957畝であるから、この4,514畝は27%に相当することになる。しかし、三保の地籍図におけるC・Dタイプの面積合計は509畝にすぎず、その比率も0~6%であり、いずれも27%に遠く達しない。もっとも、三種の地籍図のうち一種ないし二種が、C・Dタイプの記載についてきわめて不十分である、という可能性もあるが、全般的にみて、34保玻璃図・35保玻璃図・36保《紙》における佃権の記載が不十分であることは否めないであろう¹²。

(4) まとめ

以上、江心洲档案の統計数値にもとづき、地籍図データに対する簡単な検証を試みた結果、37保公佈図は土地そのものの捕捉率が高く、かなり信頼できる地籍図といえよう。38保公佈図については、土地の捕捉率は高いが、佃権の記載に関しては、現時点で判断を下す材料がない。35保玻璃図と36保《紙》は、土地の捕捉率は高いが、佃権の記載は不十分と思われる。34保玻璃図は、保内の土地の捕捉そのものが不十分であるといえよう。

¹¹ 前述のように、地籍図は「道路・圩堤」「溝渠」をほとんど集計対象にしていない。したがって、表4の佃権面積から、佃権のある「道路・圩堤」「溝渠」の面積を差し引いて修正する必要はない。

¹² その理由として、佃権を記載しない方針で、この三種の地籍図が作製された可能性がある。「台湾収集の地形図および地籍図について」(本ニューズレター所収)参照。

付録 2 開発史関係史料紹介

江心洲の原風景および開発史を考察するうえで興味深い史料を、以下、いくつか紹介しよう。詳細な検討は今後を期したい。

- (1) 中央研究院近代史研究所档案館蔵、中華民国海軍部水道図、揚子江南京至蕪湖分図、第一幅、「南京至鷄頭山」二万五千分の一、北京、海道測量局、民国 12 (1923) 年 4 月 1 日発行 (档案番号 : R/6-19)

本地図には、江心洲および江心洲付近の長江について、中国語で「此洲於夏秋之際高葦滿長，十二月間收割尽淨。夏季漲水在十九尺至二十尺之間」と、英語で“Covered with high reeds during summer and autumn – reeds harvested in December – floods at 19 - 20 feet in summer”との説明が付されている。和訳すれば、「江心洲は、夏から秋は背の高くなったアシで覆われるが、十二月には収穫されてすっかりなくなる。夏には増水して水位が 19～20 尺 (約 6 メートル) になる。」

1923 年時点の江心洲全体に妥当するかどうかは検討を要するが、しかし当時においてもアシが繁茂する未開拓地であったことは留意すべき点である。

- (2) 中国第二歴史档案館蔵「南京永定洲周一漁等呈請蓄防水永禁放墾」(民国 29 年=1940 年。偽汪政府内政部档案。全宗 : 2010、案卷 : 3423。内政部地政司が民国 29 年 6 月 18 日に受領、民国 29 年 8 月 20 日批) 大阪大学文学研究科博士後期課程学生大坪慶之氏の請求・閲覧に係る。以下の要約も大坪氏の整理を参考にした。

本档案は、日中戦争中の汪政権時代に提出された請願文である。対象となっている永定洲は、江心洲の下流部、ほぼ 37 保と 38 保に相当する区域である。請願者のうち、代表の周一漁は南京の有名な善堂、崇善堂の理事である。周一漁たち請願者の言い分を要約すると、次のようになる。

請願者たちは、江心洲に十六個の大股をもつ。そのうちの一股は南京市財政局のものであるが、それ以外の十五股は民業である。十六大股は、活水八股と困水八股¹³に分かれている。[そこでは] 従来、蘆柴 (アシなどの燃料材) を生長させ、秋になると収穫してきた。蘆柴を売った資金は、崇善堂の慈善事業や家計の助けにしていた。しかし民国 16 年 (1937) に突然、安徽省無為県の遊匪丁曉侯らが、数百人の仲間を糾集して、「堂民」(崇善堂や他の民間人の請願者) たちが所有する永定洲のなかの困水洲に来て、

¹³ 活水八股は 37 保の「上八股」という地名と、困水八股は 38 保の「下八股」という地名と関係があると思われる。

蘆柴を刈り取り、洲地を無理やり開墾した。(中略) 昨年(1939年)、丁曉侯の残党がまた「堂民」らが所有する永定洲のなかの活水洲に来て、蘆柴を刈り取り、洲地を無理やり開墾した。(中略) 江心洲で生長する蘆柴は、南京市数十万人の燃料源であるだけでなく、「沿江腹内圩田」にとっての天然の「屏障」であるが…。

江心洲を開発した主体が安徽省無為県の遊匪たちであるというのは、これまで、開発主を不在の大地主(崇善堂など)と推測していた筆者にとって、驚くべき指摘である。しかも、開発による江心洲の耕地化は、崇善堂などの不在の大地主から同意を得ずに進められている無理やりの開発であるという指摘は、非常に興味深い。また、江心洲の開発に反対する理由として、夾江をはさんだ対岸の南京市の者にとっては燃料源の減少になるだけでなく、夾江沿いの圩田にとっては防壁がなくなり、水害の危険を高めるものである、と述べられている。後者は、江心洲に整備された堤防がなく、増水した長江の水が江心洲に流入していれば、その分だけ夾江沿いの圩田がこうむる水害の危険が減る、という意味であろう。江心洲の不在地主にとって、開発による耕地化が必ずしもプラスの価値をもつとは限らず、むしろ環境を変化させるマイナス要素をもつわけである。この点もまた、今後注意しておくべき指摘であろう。

(3) 江心洲档案(「南京市江心洲扶植自耕農実験区業務実施計劃」)

(1)(2)の史料で言及されている内容と関連し、かつ所有権が業権と佃権に分離する経緯に言及する史料が、江心洲档案の「一. 緒言」にあるので、その一部を紹介し、若干の和訳を施しておく。

江心洲位於本市西郊，孤懸江心，乃由上流泥沙圩積而成。宋代出水，屬官荒。其後大部洲地轉爲民業，任命生長蘆草，充作柴地。迨民國十五年，安徽無爲墾民大量遷入，刈蘆除草，著手開闢，歷年築圩排水，今已盡成農地。洲地開墾以後，依習慣由開墾人取得「佃權」(相當於蘇常一帶之地面權)，而原所有人則存「業權」(相當於蘇常一帶之地底權)。佃權人除每年每畝向業權人納租小麥及玉米各納一斗外，得任意處理其土地，業權人不能過問。基於此種地方習慣，復經累年移轉，致今日之洲地有屬耕者、有屬地主、有向佃權人租來、有向所有權人賃入。土地權義^{アア}[利]關係遂極繁複，影響所及，地籍紊亂，地權集中，租佃制度畸形發展，土地肥力日漸消失。本府爲推行國家農地政策，乃擇斯地爲本市扶植自耕農實驗區，期於地權作通盤之調整，地利得逐漸恢復，以實現耕者有其田与地盡其利之國策。

(和訳) 江心洲は南京市の西部郊外に位置する長江の中洲で、上流からの土沙が堆積して形成されたものである。宋代に洲面が水上に現れ、官有の未開墾地となった。その後、大部分の洲地は民業となった。アシや雑草が茂るのを、その生長に任せて、燃

料の採集地としていた。民国 15 年（1926）に安徽省無為県の開墾民が大量に流入し、アシや雑草を刈り取って開墾に着手した。歴年、堤防を築いて排水したので、今では尽く農地になった。洲地は開墾以後、慣習にもとづいて、開墾者が佃権（蘇州・常州一帯の地面権に相当）を取得し、一方、原所有者は業権（蘇州・常州一帯の地底権に相当）を手元に残した。佃権人は、毎年畝ごとに業権人に小麦およびトウモロコシ各々を 1 斗納租するのを除けば、任意にその土地を処理することができ、それに業権人は口出しできない。このような地方の慣習と、さらに累年の〔業権・佃権等の地権の〕移転によって、現在の洲地には、①耕作に従事する者もいれば、②地主（耕作に従事しない者）もいる。〔また、耕作者のなかには、〕③佃権人から借地する者もいれば、④所有権人から借地する者もいる。（以下、略）

このほか、江心洲に流入してくる難民は江蘇省¹⁴と安徽省の者が多いこと、江心洲では水利施設が完備しておらず、毎年下半期には全洲の耕地のほぼ半分は冠水状態であること、大半の農家の耕作面積は 30 畝以下であること、34 保には「小農」（所有権をもつ自耕農を指そう）が集中していること、など興味深い事実が語られている。

以上、档案資料から、不在地主である所有者の同意を得ずに、難民がデ・ファクトの占拠を通じて進める“荒々しい開発”というイメージ、また、開墾したことの事実にもとづく佃権の生成の観点等が浮かび上がってきた。そして、それが 20 世紀前半の、しかも国民政府の首都たる大都市南京の郊外で、かかる事態が進行していたことは、筆者らにとって新鮮な驚きを与えるものである。

¹⁴ 江心洲における探訪結果によれば、主に蘇北からと考えられる。本ニューズレター「2006 年南京市江心洲調査報告」探訪①、参照。